

売買契約

事例をもう一つ

たとえば、
Aさんが友達のB君に、Aさんの「洋服
を買わないか？」と言ったとしましょう。

友達のB君が、「買う！」と言った時点
で、AさんとB君の間で、売買契約が成
立します。

たとえば、Aさんがスーパーでジュース
を買ったとします。

契約は合意によって成立しますから、
Aさんがレジにジュースを持って行っ
た時点で売買契約が成立したこととな
ります。

(契約書がなくとも売買契約は成立しています)



すると・・・

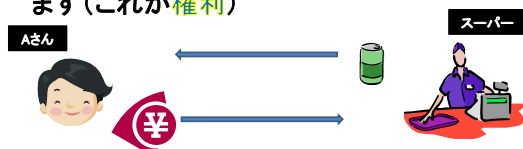
AさんはB君から、洋服の代金をもらうこと
ができます(権利)



反対に、AさんはB君に、洋服を渡さなけれ
ばなりません(義務)

売買契約が成立したことにより

Aさんは、スーパーからジュースを取得でき
ます(これが権利)



反対に、Aさんは、スーパーへジュースの
代金を支払わなければなりません
(これが義務)

このように

品物を 買主がもらう 売主が渡す
(権利) (義務)

代金を 売主がもらう 買主が払う
(権利) (義務)

という権利や義務を発生させる約束が
売買契約です。

